

ほ確保されたことは、わが国として満足すべきことであります。さらに、それ以上にこの度の合意により、韓国側は公海自由の原則並びに公海における取締り及び裁判管轄権の旗国主義の原則を認めました。その結果、わが国が過去十数年にわたつて要求し続けてきた李ラインの撤廃と、日本漁船の安全操業とが確保されることとなり、これは実に画期的な意義を有するものであります。

三 次に、請求権及び経済協力問題に関しては、昭和三十七年の大平・金会談に基づきその大綱の了解はできていたのであります。今次外相会談において、諸般の情勢の進展を勘案し、細目についての話し合いを詰めた結果、今度の合意事項ができ上つ

た次第であります。

これにより日韓間の請求権問題は、通常取引により発生したものを除き、一切解決することになります。拿捕漁船の問題は請懸案が一括解決される見通しがつきましたので、この際大局的見地から請求権問題の一環として解決することにしました。

請求権及び経済協力の問題の解決は、単に過去の請求権問題を最終的に解決するという消極的な面にとどまらず、平等互恵の精神により韓国経済の発展のため援助を与え、もつて韓国の民生安定をはかり、日韓両国の経済面における緊密な協力関係の基礎を作るという積極的な意義を有するものであります。

在日韓国人の待遇問題に関しては、永住許可の範囲、強制退

去事由および処遇について、大綱の合意に達したのであります。在日韓国人の取扱いは、わが国の長い将来にわたる社会秩序の問題に關係する重要問題でありますので、われわれは特に慎重に交渉に臨みました。永住許可の範圍については、在日韓国人の特殊な歴史的背景にかんがみ、子々孫々にまで永住権が認められるべきであるとの韓国側の強い主張があつたため交渉は難航しましたが、結局、終戦以前から引きつづき日本に居住する者、その直系卑屬で協定発効後五年間の過渡期間が終るまでに日本で出生する者、及び、これらの子で日本で出生する者に永住許可を与え、その後のことについては二十五年以内に改めて協議することと合意が成立した次第であります。また、退去強

罰については、内乱、外患、国交に関する罪、無期または七年以上の懲役禁錮という重罪、麻薬常習犯等を犯した者は退去強罰ができることに合意しました。さらに、処遇問題についても教育及び生活保護等につき妥当な考慮を払うという基本原則を確認しました。以上を全体として見ますと、善良な在日韓国人が日本において平和で安定した生活を営むことを保障したいという両国関係者の希望は十分に達成されたものと考えます。

三 今後はできるだけすみやかに今回イニシアルが行なわれた三つの合意の大綱の条文化を行なうとともに、竹島問題等残された

懸案の解決をはかる所存であります。

六 歴史的、地理的に、また、文化的、経済的に最も密接な関係にある日韓兩國が国交を正常化し、もつて永久の善隣提携関係を樹立することは、誠に当然であり、極めて自然のことであります。最も近い隣國と仲良くすることができないようでは、とうてい平和外交は推進できません。わが国世論が日韓國交正常化交渉を支持している所以もここにありと存じます。

ところで、世上一部に韓國との国交正常化は朝鮮の分裂を永久化し、その統一を阻害するものであるとの議論があります。

しかしながら、朝鮮の統一方式に

関し、韓国は、国連監視下の全朝鮮自由選挙に基づき全朝鮮単一政府を作るといふいわゆる国連方式を終始一貫支持しているのに反し、北朝鮮側は朝鮮統一問題に国連が介入することに反対の立場を維持しているところに、統一が容易に実現しない原因のあることは周知の事実であります。北朝鮮側が国連の權威と権限を認め、国連方式による統一に賛成しさえすれば、朝鮮の統一は実現し得るものであります。従つて、日韓国交正常化は、南北朝鮮の統一を妨げるものではありません。われわれは申すまでもなく、朝鮮の統一が一日も早く実現することを祈つてやみませんが、これはまさに国連の場において、純粹に平和的な動機によつて達成されるべきであると思ひます。

日韓交渉はまた平等互惠の原則に基づき善隣友好関係を日韓兩國の間に確立するという観点から行なわれているものであり、兩國の平和と繁栄を意図する以外に他意はありません。

韓国政府は目下工業化への基盤造成、国民経済の体質改善を通じての自立的成長を目標に五カ年計画を進めており、米國をはじめ、ドイツ、イタリア、フランス等の國々が、韓國のその

努力を支持して、これに諸般の協力の手を差し伸べております。

かかる時期に際し、隣国である日本が韓国の国民生活の向上、繁栄をもたらそうとする国際的共同事業の一翼を分担し、できるだけの寄与、貢献をしようとするのは、あまりにも当然の責務であると思ひます。

わが國の一部には今回の交渉において、わが方が大きな譲歩を行つたとの批判があるようですが、決してそのようなことはないのであります。他方韓國側においては、今回の交渉結果に必ずしも満足ではないとの批判があるのであります。十四年の長きにわたるこの困難な交渉をまとめるためには相互の歩みよりによらざるを得ないことはいふまでもありません。今回の成果は双方が互譲の精

神によつて、大局的見地からお互いの国民の納得の行く線で合意をはかつたことを立証するものであり、その意味で日韓兩國間に新しい友好関係ができあがつた事實を裏書きするものと確信いたします。

日韓交渉は、種々の迂余曲折を経た後、このたびようやく三大懸案につき合意が成立したわけでありますが、これはアジアの平和と安定を祈求するわが国外交の基本的姿勢に基づくものであり、われわれはこのような積極的外交を今後も押し進めて行く覚悟であることをここで改めて明らかにしたいと思います。

(4) 韓国国会における報告

韓国側では 4月13日、国会で李東元
外務部長官が 請求権、法的地位の合意事
項 イミリアル および 第1次日韓貿易合談
について 次の報告を行なった。

「 3 懸案に関する両国外相 および 農相間
の合意事項は、 4月3日

両国の英務省間でイニシアルされ、その内容は諸議員に配付した資料に詳しく記録されています。このうち請求権問題と法的地位問題の重要な点は私が説明し、漁業問題は農林部長官から説明があるものと思います。

請求権問題は、周知のとおり1962年末にその大綱に合意をみたが、いくつかの重要な問題点で対立しており、また合意内容の不透明な点もあったため、今回の交渉ではこの解決のための政治的な折衝を行なうことになりました。

まず、無償供与3億ドルについては、10年間にわたって均等供与するほか、財政事情によっては年間供与額とか全体の供与期間をくり上げるようにして、われわれはできるだけ早い時日内に受取り、計画事業を適時に効率的に遂行しうるようにしました。

2億ドルの長期低利政府借款については、今まで据置期間と償還期間を含めて20年にするか、27年にするかで両国の意見が対立しましたが、今般は財政または資金の事情によっては償還期間を延長できるという恒し蓄を入れ、実質的には7年据置後、20年償還と同じ方法を可能にした点がもう一つの成果といえましょう。

つぎに漁業借款に関しては、1億ドル以上に達するという了解を、今回「3億ドル以上」と明記するとともに9,000万ドルの漁業協力資金と3,000万ドルの船舶導入資金をより有利な条件で確保しました。船舶資金の信用獲得もまた一つの成果であります。

対日有算勘定上の未払い残額（対韓こげつき債権）については、わが方が「10年間無償供与で均等分割で清算する」という立場をとったのに反し、日本側は「3年間に分割償還するか、または10年間に償還する場合には利子を支払うよう」要求し、深刻な対立を

見せていました。ところが今回の政治折衝の結果、10年間に均等分割し、無償供与から差し引くことに合意し、金利も支払わないというわが方に有利な方向で合意に到達したのでした。

つぎに1962年末の請求権問題大綱の解決で、韓国側の文化財請求権は消滅したという立場を日本側がとっていたが、私は文化財問題がわが国民感情に占める比重を考慮して折衝を重ねた結果、われわれの文化財請求権は存在しており、「両国が協議する品目の文化財を受ける」ことに合意をみました。

終りに請求権問題と関連して、日本側はこれまで平和線内で捕された日本漁船と漁夫に対する補償として約4,000万ドルの請求を提起したことがありましたが、日本政府がそのような主張を公式に撤回することになり、それを書面で保障を取りつけるのに成功しました。

永住地位問題で基本となる在日韓国人に対する永住権を認める範囲について、わが方はこれまで子々孫々にまで永住権を与えるべきであると主張してきました。しかし日本側は今後数百年にわたって日本国内に永久に少数民族問題を残すことは国内的に到底不可能であるとし、わが方の立場に反発すると同時に、最大限、終戦以前に日本に入国した者と、それらの直系卑属で出生後5年以内に出生した者にだけ永住権を与えることができるという立場を固辞固執してきました。これについては、日本側と長期間にわたって一生懸命交渉を行なった末に、永住権付与範囲を広げ、終戦以前に入国したものと及びそれらの直系卑属であって出生後5年以内に出生した者およびその子に、協定によって永住権を自動的に与えることに合意し、実質的に子および孫の代にいたるまで出生上の永住権を確保し、約百年

以上、協定上の保障を見、さらにそのあとは引続いて再協定することになりました。こうして子々孫々の実質的な立場を貫徹させた積りであり、また永住権の付与範囲がこのように決定をみたことについて在日同胞が今までのどのときよりもこれを支持して声明書や書簡を通じて謝意を表しており、政府としては感激しております。つぎに永住権者の強制退去事由については内乱外患罪などの最小限の4項目に限定し、これも協定発効後の行為に局限しました。

終りに永住権者の処遇に関しては、府間的な余裕が十分になかったため具体的な内容までは合意をみることができなかったが、教育および生活保護などに関する事項と財産搬出の原則に合意し、この問題は今後、協定の精神を基礎として引き続き討議し決定することにした。

つぎに日韓貿易会談の経緯と結果を簡単にのべます。

その後、政府は、輸出入でもっとも重要な比重をしめている日韓貿易関係で、貿易の不均衡状態を打破して対日輸出を増加するために努力してきましたが、昨年からは日本の輸入制限措置によって制限を受けている農産物、水産物、鉱産物等の一次産品の対日輸出拡大を目標に日本政府と交渉を続け、64年度には相当、輸出の増大をみました。今回、わが方からの提議で、去る2月に椎名外相の訪韓のさいの合意によって、東京で私と椎名外相主宰のもとに日韓貿易会談を開き約2週間の会議を重ねた結果を共同コミュニケと合意議事録に具体的に文書化しました。

その成果は、オ1に日韓間の最初の閣僚級の貿易会談だという点で、今後、日韓間の貿易の健全な発展のための道を開いたことに大きな意義があり、オ2にこの会談を通じて現在のような日韓貿易の逆調の状態が恒久化すれば、両国間の貿易の健全な発展は期し得な

いという点を日本側に強く認識させ、日本から貿易不均衡の是正による均衡拡大の原則の同意を取りつけました。オ3に日本は、貿易不均衡是正のオ一段階として、まず1965年度において韓国のオ一次産品に対する割当を64年度の実績を上廻るようにすると約束し、その中で重要品目の廻答は250万束ないし500万束、スルメは6万ピクル、無煙炭は30万トンを買入れる約束をしました。オ4に保税加工輸出およびその他の輸出の可能性については、日本と折衝できる基礎をつくり、原資材を無償輸出する方針をたて、開発輸出のための調査団の派遣、技術協力等を行うことにしました。

このような成果に基づいて、今後もっと具体的に討議するためにオ2次貿易会談を今年中にソウルで開くことになっています。

また 続いて 車均禧農林部長官が 漁業

問題の合意事項 イニシアブルについて 次のとお

う 報告した。

今般、私は日本に行つて、日本の農相との間に今後の日韓間の漁業協定を結ぶことに主要な向題となり得る点を協議し合意をみました。その内容を要約すると、議題は3つに分けられます。その1は基線向題、すなわち、わが国の漁民だけが独占的に獲れる水域、その2はこの外に日韓両国の漁民が一定の規制のもとに漁獲する共同規制水域、その3は共同規制水域の外に共同調査水域を設けて今後科学的な調査を進め、その結果によって規制を追加する向題であります。これと関連して、そのような水域を区分する基線向題、その2は共同規制水域内で両国間にどのような規制をするかという向題、それに両国間の今後の漁業協力向題が主に議題となりました。この漁業協力向題は外務部長官がのべた至善協力と貿易会談とも関連するもので、日本が韓国の漁業を發展させるため、技術的、至善的、物質的な協力をする向題と、韓国の水産物をより多く日本が輸

入する問題、それに韓国が必要とする漁船または漁具を日本が無制限に輸出する問題が含まれています。

このオ1の問題である基線問題については、国際慣例上、もっとも広い幅として認められている漁業の専管水域は、現在12マイルとなっており、原則的に低潮線を基線として12マイルひくのが国際慣例となっています。しかし海岸の屈曲が激しく、また隣近海に島が多い場合12マイルの線をひくのは複雑でありまた島を一つ分離することも煩雑なため、海岸の屈曲がもっとも大きく突出した点と隣近の島を連結する直線基線が国際慣例となっています。このため海岸の屈曲がはなはだしくない東海岸では、低潮線から基線をひくことには異論がないが、蔚山湾だとか迎日湾などにおいてはかならずしも低潮線にとらわれるものではなく、国際慣例上、湾の広さと深さなどによって湾の入口を連結する基線をひけるようになっていきます。

しかし南海岸とか西海岸では、海岸の屈曲がひどく島も多いため、できるだけ外郭の海岸の屈曲が突出している点を連結して国際法上許される最大の外まで線をのばしてない水域をわれわれの専管水域にするのなわれわれの考えであります。

ところでこのような線を連結して直線基線をひくものにも国際法上の限度があります。この限度は島と島とが互いにある程度連結されていなくてはならず、また陸地ときわめて近い距離にあり、その直線基線が本土の地勢の方向に沿ったものでなくてはならないといういくつかの原則であります。

この原則によって南海岸に基線をひくと、済州島と本土を切離して12マイルの線をひくより方法がないとの結論となります。それ

われわれは済州島が数千年來のわが国の領土であり、本土と済州島間の水域は内水と見なせるもので、国際慣例によってこれを切り離し外国船が興業く入るといふのでは困るから、済州島は本土と連結する基線内に含めるべきだといふのがわれわれの主張でありました。

一方、日本は国際慣例と国際法の原則を主張し、済州島と本土は切り離して12マイルの基線をかくべきであると主張しました。これまで日本は世界の諸国と協定を結ぶ際に、漁業専管水域として12マイルを認めた例がない。それで基線の問題は韓国との問題だけに收まらず、日本は全世界に出かけて漁業しているだけに、これが先例にされては困るという理由で、日本はこの原則を頑硬に最後まで主張したのであります。

それでこの問題は停頓状態にあったが、昨年度の幾相会談の際、日本側が妥協案として出したのがいわゆる「赤城試案」であります。この試案は、原則として日本の主張は曲げられないが、韓国の主張もあり、また日本の船が興業く入れば漁業紛争が発生する可能性もあるので韓国の漁業が発展できる3年間、日本は自制して入らないと提案した。それは東経127度7分と東経126度の線であります。しかし日本はあくまでも本土と済州島を分離して国際慣例の原則に基いた専管水域を設定する主張は堅持するが、3年間だけ自制するというものであります。この案に対し、われわれとしては到底受け入れられない。済州島を含めた楕形のように広がる直線を主張したが、妥協しなかつたのであります。

その後の交渉で、日本は東側に對しては、韓国の暫定的な案に合意しましたが、西側の基線問題では、日本側が本土(半島)側で1分、済州島側で1分45秒入るよう主張し、暫定的に合意したものであります。これは最初われわれが主張した線と比べると約5分の

々に近い水域をわれわれが占めたことになりました。このような専管水域をわれわれが確保した利点は、これから表揚を整備し漁船を改造し新しい漁船を建造して実力をつけるまでは、われわれの専管水域ができるだけひろくなくてはならないという点と、またその水域はさばの好漁場であるため確保すべきであるという点で最後まで強硬に頑張ったからであります。

その結果、東側ではサバ漁場の約4分の3がわが専管水域に入っています。韓国としては12マイルの原則で合意はしたものの、春州島の西側の特殊な水域では、日本側が主張した国際慣例にとらわれずに、基線問題を今後さらに折衝することにし、まず最大限の漁場を確保する方向で専管水域を12マイル以上に確定させることで妥結したものであり、専管水域は、大体、黒山島をめぐり春州島を取りまく水域となっています。仁川では65マイル、群山は45マイル、木浦は70マイル、統營38マイル、珍島50マイル、それぞれ離れた前方海上に直線をひいています。

次に共同規制について漁業協定を結ぶ際の目的が関係水域の資源を調査し、その科学的な資料によつて漁獲を規制し、両国がこの水域で持続的に魚を獲るため規制をするというのが大前提となっていました。それで共同規制は、科学的にわれわれが調査して確実な根拠を得るまでは、まず出発点として現在日本が獲っている漁獲量を現在の線とどめて凍結させ、そこから出発しようというのが会談を進める姿勢となっています。

ところで、日本は以前にはどれだけ魚を獲っていたか？ 1953年には23万トン獲ったと日本側は一度発表していますが、日韓漁業会談がはじまってからは一切秘匿にして公表していません。これまでの漁業会談で、日本は常にどれほど獲っているかという量を示

さず、どれだけの船がその水域に出ている、その数の船が出漁しなくてはならないといふ、いわゆる隻数だけを主張してきました。この隻数だけではどれほどの魚を獲っているのか確実に知ることはできません。また魚族資源を保護するためには船が何隻であるかが問題でなく、どれほどの魚を獲るかという量を規制しない限り漁業協定の本趣旨である魚族資源を保護する目的が達成できません。日本側がトン数を提示しない限り、またトン数を規制しない限りわれわれは会談できないと主張しました。日本は今までこれにも応じなかったのですが、今度その量を提出しました。最初われわれとしては過去に23万トン獲っていたのだから少なくとも現在は30万トンは獲っているだろうと推定していましたが、日本側が出した数字は30万はいし35万トンでした。

しかしわれわれとしては、日本から得られるあらゆる資料からわれわれの立場に有利な理論を展開して、最初、日本側の漁獲量は13万トン程度にすべきであると主張しました。日本は、次に17万トンを主張し、最終にもみあった結果、15万トンで両国は最終的に合意をみました。日本からは15万トンに達したら漁期の途中であっても、出漁を抑制し、いかなる場合にもそれに10%プラスした数字にならないよう確約を受け、こんどの協定にそれを入れました。この漁獲量で規制するのはもっとも進んだ規制方式となっております。

いま日本はソ連との間にサケとマスとを規制しており、(これは規制しやすいものである)ソ連との間ではこのような特定の魚以外は自由に日本が獲っています。ところが韓国との間では、いろいろの魚種を含めた雑多な魚を獲っており、その量を定めるというのは日

本としては今回がはじめてで、日本内でも非常に問題となりましたが、われわれとしては日本側がトン数を出さないのは魚族資源の保護が口ばかりで誠意がないためではないかと主張し、ついにトン数で協定することに合意させたものであります。このトン数が規制された以上、隻数は大目に舐ても大差ないという判断から、最初われわれが主張したよりも少し多く日本船が入るようになりました。これは日本が最初に主張した船数を約半分に減らしたものであります。日本が最初主張した隻数も、日本の農林大臣がいま許可している同水域の隻数の約3分の1か4分の1にしかならない数字なのであります。これはわれわれが、日本が現実的に平和線内でとっていると推定していた量より少くとも多くはない、15万トンにとどめさせたのは漁業協定の大きな収穫であると思っております。ところが15万トンと決められたものの、この15万トンという量をどうして分るのかという心配もでると思います。

しかし日本の漁業統計、漁業行政は相当進歩していて、韓国水域だけで獲っているのではなく、日本は世界中で現在650万ないし670万トンの魚を獲っています。日本が各国と漁業協定を結ぶその協定により量で規制する場合には日本側の統計を信頼してその通報によって処理することになっており、ソ連と日本の関係でもそのような内容になっております。ところで日本を信じられるかどうかという疑問もでるものと思いますが、日本が統計をとっているいくつかの例をあげ、また今回これを確認するため合意したいくつかの内容を申し上げれば多少理解されるものと思えます。

オノに日本の船は韓国の水域はもちろんのこと、農林大臣の許可を受けて全世界に出ている船は毎日正午、政府が指定した漁港の無

線局に船の位置と24時間前にとった魚の漁獲量を報告するようになっており、その船はかならず指定港で魚を揚げて共販場を通じて販売するようになっており、このため共販場には各船ごとに記録されています。したがってそのように記録されると同時に、この水域に出る船は両国間で協議した標識と鑑札を持っています。

このため鑑札を持って出た船はその水域内で魚を獲ったものと認め、その船が帰って他の船に鑑札を引き継ぐまではその船の漁獲量は共同水域で漁獲したものと記録されます。このような調査方法によって正確な漁獲の量が記録されて政府に報告され、これが集計されてわが政府に通告されるのであります。

わが政府としては、このように指定された日本の漁港に何時でも出かけ、漁港の販売状況とか記録を見たり聴取できるようになっています。日本と他の国との例もあり、このような方法で15万トンという量は大体チェックできるものと思います。

以上のような内容で、日本は15万トン以上は獲れないよう規制して、現在の美濃とどめさせると同時に、その間にわが国の漁業を発展させて限り限度、同等な美力に早く達する方向に時間的余裕を稼ぐことになりました。

次に漁業協力問題については、約9,000万ドルに相当する借款を受けるが、約4,000万ドルは5%の利率で2年借置、約8年の償還とし、残りの5,000万ドルは5.75%の利率で一般商業借款の例によって受けることになっています。

また、日本で禁止している漁船の輸出は仮調印が終れば解除することになっており、韓国の海苔は今年われわれが対日輸出用として準備した約300万束を日本が全量引受け、500万束までは買う

という約束を取付けた。これからももっと買うという方向に日本の制度を改善するということである。この他にもスルメの全量を買入れ、その他の水産物をもっと多くがやす方向で、貿易会談において引き続き論議することになっています。

(3) 内外の反対運動

(1) 日本

前記合意事項のイニシアブルに対し、4月3日

日本社会党は声明を發表して

「日韓兩國政府はアメリカのアジア戦略の

必要から日韓兩國民の利益を犠牲にし

会談の妥結を強行した。

日韓基本条約は北朝鮮の存在をまっ

たく無視しており、日本と全朝鮮との諸

懸案の合理的解決を不可能にするもので

ある。法的地位問題では、在日韓國人を

ひきつづき差別し、在日朝鮮人に対し韓国籍

を強要している。請求権問題を無償の億

ドル、有償2億ドル、経済協力の億ドル

に増額したことは、韓国の一般国民の生活

向上とは無縁であり、ドル危機にあえく

米国の対韓援助の肩がわりをするもので

ある。

換業交渉も日韓両国の零細国民を犠

牲にして独占資本に奉仕して政治的に妥

結を計った。李ラインは解消しても軍事的

な国防ラインは依然つき、将来、軍事的

理由から、ふたたび澳民を圧迫するおそれ

がある。

と述べ、同日、日本共産党中央委員会幹

部会声明では「日韓台の反共軍事同盟を

完成し、日本独占資本の南朝鮮進出、日本

自衛隊の南朝鮮への派兵と日韓共同防

衛体制の道を閉じ、アジア侵略を強化

しようとする米帝国主義の要求に基づく戦争

と侵略の陰謀である」と述べた。

1964年12月21日～65年6月1日の第8

国会では前記のとおり基本条約案を合意

事項のイニシアリルについて報告があり、それについて
の質疑がくり返され、ことに漁業問題は 第2次漁業関係会談が団会の会
期中でもあり、その交渉内容についても途中
の段階で新聞報道をもとに、喜ラインの撤
廃、アウターロックの入り会権、拿捕漁船
の損害賠償等について質疑が行なわれた。
一方、韓国政府発行の「韓日会談白書」
が、うち早く翻訳されて野党の手に渡り、
また、日本の新聞にも紹介され、韓国政府の
解釈と日本政府解釈の相違を、質問が

行なわれ、また、野党は韓国側要求の対日

8項目の内容についての資料の提出を求め、

政府がこれに答じないというのに対し、8項

を初めから1項ずつあけて政府の見解を求

める作戦がみられた。

国会外において、当時社会党、共産党の

指導下に起された日韓条約反対闘争につい

て、内閣官房内閣調査室「日韓条約締結を

めぐり内外の動向」(1966年7月)には次の

とおり記している。

日韓条約反対闘争が国内革新陣営内部で正式に重要な闘争課題として取り組まれたのは、昭和三十九年二月三日の第七次会談開始以降であった。

国内革新陣営は、第六次会談が休会に入った同年四月以来、いわば休止状態にあった反対闘争を復活させ、第七次会談が続行される昭和四〇年を「日韓問題決戦の年」と位置づけて活発な反対闘争に入り、同年六月二二日の正式調印まで、「日韓会談反対」を「ベトナム反戦」や「原潜寄港阻止」にからませて闘争を展開したのであった。しかし、この時期における日韓会談反対闘争の推移を要約すれば、社・総系、日共系ともに、日韓問題よりむしろ、原潜寄港に引き続くベトナム戦争に闘争の主目標がおかれていた観があり、数次の大衆行動を展開したものの、それほどのもり上がりを示していない。

「読売」4月4日「日韓仮調印とこんどの

政局」(記者座談会)では、次の記事がみら
れる。

「—社会党は、安保条約のときのような反対
闘争を再現するといっているが。

C 安保のときのような盛り上がりはないだ

ろう。安保の場合、野党は「戦争の危険が

ある」というPRをし、これが国民の関心を

よんだおかげだが、こんどはこうした面は少ない

G 社会党は安保ほど盛り上がりぬと

議論に対して「日韓」も批准国会までには

安保なみにもってゆくといっている。しかし、

社会党議員の中でも安保なみの盛り上がり

は疑問視している人がいる。総評が日韓

阻止で10万の動員を呼びかけたが4,000

人しか集まらなかった例がある。

D 外務委員会などの審議をみると、14年

交渉のおかげで野党質問の材料は出つく

している。安保の時は、審議も短期間に

しほり、キチクさい話も出たが、日韓に関し

ては、野党がその都度政府をゆすぶる材料

にしようとしてきたので、批准国会でも新しい

質問は出ないのではないかと思います。この真も

佐藤首相にラッキーだ。

— 自民党内はどうみてゐるか。

C 日ソ国交回復のときは吉田系が反対が

あったが、こんどはそれがない。党内でも

多少批判的な AA 研究会も、個々になると

反対もそうではない。

H 松村謙三氏などの反対論も、日韓

を急ぐと中国との国交回復を遅らせるという

のであって、日韓自体に反対ではない。

A 安保との違いは、安保の時は自民党内

の及岸派が批判的な働きをしたことと、岸
政権の末期だったことだ。今は及佐藤
はあまりないし、内閣も新しい。また日ソ
漁業交渉のとき、池田氏など及鳩山勢力は
時局懇談会を作り百数十人が集まった。
ところがこんどの場合、及佐藤の筆頭とい
われる河野氏が一番さきに推進役に回った。
河野氏にたのんだ佐藤首魁も利口といえる
が、反対勢力が推進派になったわけだ。」

(10) 北朝鮮・ソ連・中共

北朝鮮は先に基本関係条約案のイニ

シアール後に2月25日の外務省声明で「日韓

間のどのような合意も認めず無効である」

と述べていたが、今次の合意事項イニシア

ールに対しても4月5日の外務省スポークスマ

ン声明で「いかなる協定も認めない。これらの

問題は朝鮮統一政府樹立後に解決さるべ

きである」と述べていた。3月28日には

参集者15万と報ずる日韓会談反対の平壤

市群众大会を開き、また新聞は社説^説や論

説で連日、会談及対の主張とともに南朝

解の反対ヲモを激励した。

4月3日のモスクワ放送は「日本が米國

のウイトナム侵略にひき込まれ、ソウル、サイ

ゴンの反動政権と一体になることにより、

アジア国民に対して威信を落しつつある」

北京放送は「日韓会談は米國が極東で

日本を主力とした東北アジア軍事同盟を作る

アジアで侵略と戦争の政策遂行の重要な

役柄として、米國の指圖のとおりに進められ

てきた。佐藤政府も、日韓会談を通じて朝

舞半島をふたたび侵略し、大東亜共栄圏の

夢をもう一度おさほろうとしている」と報じた。

(1) 韓国

韓国では 65年2月19日～3月26日の
第48臨時国会で 野党は基本条約案におけ
る領土管轄権；旧条約廃棄時期 および李
ラインの廃棄等について、とくに日本側の解
釈との違いを強く質問を展開し、3月5日に
「韓日会談中止決議案」を提出して代表団
の召還を要求したが、本案は会期中に処理
をみず、次国会にその処理が 延ばされる中、
3月30日に野党は李東元外務部長官の即時
帰国を要求する声明を発表した。

4月12日～5月8日の第49臨時国会で

も先述の李東元外務、車均禧農林部両長官

の報告のあと、これに対する質疑として、

とくに李ラインの存廢、楯固主義や大平、金

了解に基づき、協定の大綱が作られたこと

などの非難が行なわれた。

日韓会谈反対は国会外の活動^がが
あつて活発で、野党議員や言論文化人を

網羅した対日屈辱反対闘争委員会は3月

下旬から日韓会谈声討講演会をソウル

および地方で連日開き聴衆の数は多い

と、4月20日 ソウル 3万、27日 釜山

2万、28日 馬山 1万、光州 2万、4月1日

大邱 2万、4月17日 ソウル 4万5千と報

せられ、中都市でも数千の聴衆を集めて

いた。この動きに呼応して、4月7日に

在ソウル大学生代表により「平和線死守学生

連合闘争委員会」が発足し、各学校別に

「韓日全談及対声討大会」や反対デモが行な

われた。その間、対日屈辱外交及対闘争委

員会や学生らによるデモの際に 日章旗火刑

式が、3月27日 釜山、3月30日 ソウル、4月

14日釜山。4月20日ソウル(学生)。5月18

日ソウルで行なわれた。

4月15日には、野党と対日屈辱外交及

対闘争委員会は14日に来韓した第3次日

韓経済使節団(团长 土老敏夫 石川島播

磨重工業社長)一行38人の速やかな帰国

を要求して^たい~~た~~。

これに対抗して韓国政府は3月20日

*「韓日会談白書」を発行し、日韓交渉の経

緯と内容を国民に知らせて政府の姿勢を

示し、また4月3日～11日、与党民主共和党

は 4 班に分れて各地で講演会を開いて

日韓国交正常化の必要の趣旨徹底に努め、

4月14日に政府は言論代表者を招いて

会談についてのフリーフィンクを行なった。

4月1日、文教部は、会談及対テモの

首脳学生を嚴重処分すると発表する一方、

4月8日にソウルの各大学生代表60余人および

指導教授10人を招いて日韓会談の合

意事項イニシアールに至るまでの経緯を説明

した。しかし、学生の反対テモが連日続け

られるとくろから、16日に文教部は、日韓会談

及対デモにより正常な授業の困難なソウル

市内の高校、大学校は学校長の裁量に

より17日から月末まで休校するよう指示した。

4月16日にソウルでは7,000人の大デモとな

り、ソウルの東国大学学生が1名死亡し、17日

対日屈辱外交反対闘争委員会主催の日韓会

談及対ソウル市民喚起大会が開かれて、4万

の聴衆が集まり、「民族の生命線 平和線

を死守せよ」などを決議したが、それが

終って5,000人余のデモが警察隊と衝突

し、一時交番を占拠する動きを示した。そのため

国防部は19日、今後日韓会談反対デモが全国に波

及激化し警察力で防止できない場合に軍隊を動員し

て鎮圧に当らせることとし、陸海空三軍参謀総長へその旨

通達した。また4月19日に、ソウル市警察局長は「今

後、対日屈辱外交及対閣争委員会の関係する集会を

一切許可しない」と発表し、20日の政府与党の

合同会議で、17日にソウルで行なわれた野党

のデモは政府顛覆を目的とした暴動とみな

し、対日屈辱外交及対閣争委員会は不法団

体であると決定した。

日韓条約締結反対を主要目標に、野党

の民政党と民主党との統合工作は進み、5月

8日に「民衆党」の名で中央選挙管理委員

会に登録、当時、国会での合野は民主共

和党 110 に対し、国会議員数 62、無所属

子であった。(代表最高委員は 6月14日の

全党大会で朴嶺天女史と決定。)民衆党は創党に
際し、「朴政権の対日売国外交を即刻中止し、仮請印された日韓間の協
定を白紙化する事」となどを決議した。

一方、新聞はその社説や論説で合意

事項への警戒や反対論を展開し、「3億ドル

で平和線、独島を売り渡した」「奥場の8割

を売った」「事実上消え去った平和線、奪わ

れる黄金奥場」「平和線放棄は領土放棄

主権放棄」「朴政権は日本の経済侵略の

お先棒」「現政権下の日韓国交正常化は韓

国の植民地化を招く」などのときつい表現

が民衆の関心を集めた。しかし、4月末

に来韓したグリーン米国務省極東担当副次官

補は野党の幹部とも接触して会談の早

期妥結を望む米国の立場を説明した際に

対日屈辱反対闘争委員長尹潽善氏は

「野党は日韓国交正常化に反対するのではなく

朴政権が推進する日韓会談が韓国に

不利なので反対する」と述べたと報じられた。

8. 第1次日韓貿易会談

2月の椎名外務大臣訪韓の際の日韓

共同コミュニケに基づき、第1回日韓貿易会談

は3月11日～27日東京で開催された。

なお、双方の主な代表は次のとおりであった。

(日本側代表)

外務大臣 椎名悦三郎、外務審議官 牛場

信彦、外務省経済局長 中山賢博、外務

省経済局次長 加藤匡夫、大蔵省国際金

融局長 渡辺誠、大蔵省大臣官房財務調

査官 村井七郎、水産庁次長 和田正明

農林省 農林經濟局 參事官 森本 修 通產省

通商局長 山本重信 通產省 通商局 次長

合村 昇 通產省 通商局 參事官 堀 新助 等

(韓國側代表)

外務部長官 李東元 駐日韓國代表部

代表 金東祚 駐日韓國代表部 公使 李圭

星 外務部 通商局長 全祥振 外務部

亞州局長 延河良 商工部 商易局長 金島根

農林部 水產局長 李鳳來 韓國銀行理事

金奉殷 等

日韓貿易会議の性格およびその成果

について 経済局アリア課で作成された調

書を摘記すれば次のとおり。

日韓貿易会議について

1. 日韓貿易は年々増加傾向にあるが、従来からわが方の大幅出超となっており、このため韓国側は、あらゆる機会をとらえ一次産品を主とした韓国産品の増加買付もしくは新規買付を強くもとめてきている。そして、このような動きの一環として、植名大臣訪韓の機会に、

発表されるべき日韓

共同コミュニケに講じたいと提案越した。

2. 韓国側は 貿易会談で成果を挙げると

により 会談促進を側面的に支援させるべ

く企圖したものである。

3. これに対し わが方は、と

くに韓国側の重視するわが国の韓国産品買付増大の問題は、わが国の需要、競合産品の存在、ならびに日韓会談をかんずく漁業交渉の進捗ぶり等との関連があり、たとえ関係貿易会議のごときものを開いたからといって、必ずしも ~~韓国側~~ 韓国側の期待を充たす ~~結果~~ 成果が挙げられない場合逆効果を生ずることも考えられ

種々慎重に検討したが、結局いかなるレベルによるということはコミットせずに会議開催方の韓国側提案を受け入れることとした。もつとも、わが方は、上述の

考え方に基つき、会議が韓国一次産品買付問題のみに討議を限ることなく、とくに韓国側の対外輸出力一般の強化の見地から広く日韓間の経済提携緊密化について討議することが望ましいとの方針の

下に 椎名大臣訪韓の際に 韓国側と協議

した。2月20日 発表された日韓共同コミニケ

4. この結果

において 「できるだけ早い機会に貿易会議

を開くことに意見が一致した」旨記された。

5. ついで 韓国側は、李外務部長官が訪米の

途次 3月11日に本件会議を開催したい

旨申入れ越し、おが方これに依じ、会議は

両国外相の臨席の下に開催され、会議議

題を次のとおり採択した。

- (1) 日韓間貿易のレヴェー
- (2) 韓国一次産品の輸入増大問題
- (3) 保税加工貿易問題
- (4) 韓国産品開発輸出問題
- (5) 現行~~三~~協定（貿易、金融、海運）の改廃問題
- (6) その他兩國貿易拡大に関する諸問題

6. 会議は、~~三月十七日~~ / 7日までは非公式会合とされ、この間に予備的意見交換を行なった後、先方関係局長等の来日を俟つて / 8日から本会合が開始された。

7. 議事は

予想どおり、わが国の韓国一次産品の輸入増大問題をめぐって難航した。彼我の主張、了解等討議の主要内容は、「日韓貿易会議に関する合意議事録」（不公表^抄）としてとりまとめられたが、その大略は別添のとおりである。

8. 会議は、訪米後公式訪問として再び来日した李長官を迎え、3月27日再び両外相臨席

の下に閉会式を行ない、上記合意議事録にイニシアル（日本側牛場外務審議官、韓国側金駐日代表部代表）するとともに、「日韓貿易会議に関する共同コミュニケ」（合意議事録のうち公表可能な部分を簡略化したものを主要内容とする）を公表した。

2. なお、韓国側の提案により、上記共同コミュニケにもあるとおり、本年中にソウルにおいて再び両国間貿易会議を開催することが合意された。

別添

「日韓貿易会談に関する合意
議事録」要旨

1. 日韓両国間貿易のレビュー

韓国側は、現在の日韓貿易のアンバランスに不満を表明し、わが国が一次産品を主とする韓国産品の輸入を増大することを希望した。これに対しわが方は、一次産品に対する制限および障壁は国内零細農漁民や中小企業保護のため止むを得ない措置であること、また、両国の貿易アンバランス是正問題は、長期的視野に立ちわが国が保税加工貿易や、開発輸出等に協力し韓国の輸出力増大をはかる必要がある旨強調した。

2. 韓国一次産品の輸入増大問題

(1) のり： 直ちに自由化は困難なるも、輸入増が国内生産者に悪影響を与えざるよう措置した上昭和40年度より2億ないし5億枚の間で割当を行ない、またできるだけ早い機会に関税引下げを実現するよう努力

する。

(ロ) 魚介類： あじ、さばを除く魚介類（但しするめは別途に扱い）につき取りあえず昭和40年度において前年を上廻る割当を行ない、するめについては近く約6万トンの割当を行なう。あじ、さばについては自由化不可能であり、かつ割当についても当分の間ほとんど不可能なるも将来日本の需給状況が許すよりになれば検討する。また、魚類の輸入担保率の引下げにつき次回担保率調整の際十分考慮する。

(ハ) 無煙炭： 1965年度30万トン輸入を目途とする。

3. 保税加工貿易問題

日本側として国内の中小企業対策との関連において相当の困難はあるが、原則としてできるだけの協力をする。

4. 韓国産品開発輸出問題

モリブデン鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、銅鉱、鉄鉱

石等の資源開発の可能性について調査するため調査団派遣を考慮する。技術交流を促進する。

5. 現行三協定の改廃問題

現行の貿易、金融及び暫定海運の三協定を改廃するため今後継続して交渉する。

6. その他両国貿易拡大に関する諸問題

(イ) 両国の実業人の入国滞在を円滑に行なうよう相互に考慮する。

(ロ) 日本の対韓漁船輸出は関係諸協定のイニシアルを了し、次第輸出禁止を解除する。

(ハ) 日本側は、密貿易の根絶は両国の利益に沿うものと了解し、国際的に密貿易と認められるものに対し、両国でこれが根絶のためできる限りの協力を示すことを約束する。